

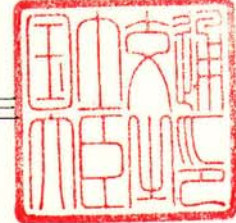


認定書

国住指第 864 号
平成 20 年 7 月 25 日

J F E 建材株式会社
代表取締役社長 谷 一浩 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号並びに同法施行令第 107 条第一号及び第三号（屋根：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP030RF-0326
2. 認定をした構造方法等の名称
デッキプレート屋根（連続支持）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存してください。

1. 構造名

デッキプレート屋根(連続支持)

2. 寸法及び形状等

(寸法単位：mm)

| 項 目 | 申 請 構 造 |
|------|----------------------------------|
| 断面寸法 | 山間隔：300 山高さ：75 厚 さ：1.2、1.6 |
| 断面形状 | リブ状 |
| 母屋間隔 | 4550 以下 |

3. 構成材料

1) 主構成材料

(寸法単位：mm)

| 項 目 | 申 請 構 造 |
|---------|--|
| ①荷重支持部材 | デッキプレート ・規 格 JIS G 3352 SDP2G ・厚 さ 1.2、1.6 ・山 高 さ $75_{\pm 1.5}$ ・働 き 幅 300_{-2+8} (幅調整用)、 600_{-2+8} ・形状寸法 別添-2 参照 |

2) 副構成材料

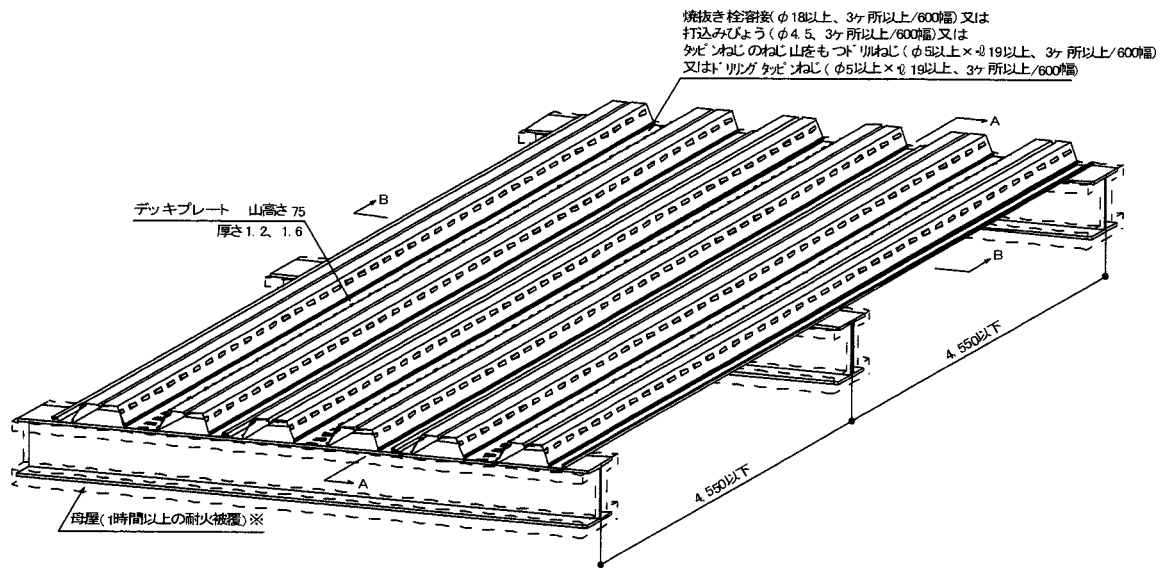
(寸法単位：mm)

| 項 目 | 申 請 構 造 |
|----------------|---|
| ①母屋とデッキプレートの接合 | (1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)タッピンねじのねじ山をもつドリルねじ(母屋板厚6未満の場合) ・規 格 JIS B 1124 ・寸 法 $\phi 5$ 以上 $\times \phi 19$ 以上 ・間 隔(本数) 3ヶ所以上/600幅(デッキプレートと直交方向) (2)ドリリングタッピンねじ(母屋板厚6未満の場合) ・規 格 JIS B 1125 ・寸 法 $\phi 5$ 以上 $\times \phi 19$ 以上 ・間 隔(本数) 3ヶ所以上/600幅(デッキプレートと直交方向) (3)焼抜き栓溶接(母屋板厚6以上の場合) ・溶接径 18以上 ・間 隔(本数) 3ヶ所以上/600幅(デッキプレートと直交方向) (4)打込みびょう(母屋板厚6以上の場合) (合成スラブ用デッキプレートと鋼構造建築物の梁材とを接合する打込みびょうとして、国土交通大臣の指定建築材料認定を受けたもの) ・寸 法 $\phi 4.5$ ・間 隔(本数) 3ヶ所以上/600幅(デッキプレートと直交方向) ※デッキプレートと平行方向は600以下の間隔で接合する |
| ②デッキプレート相互の接合 | なし(かん合) |

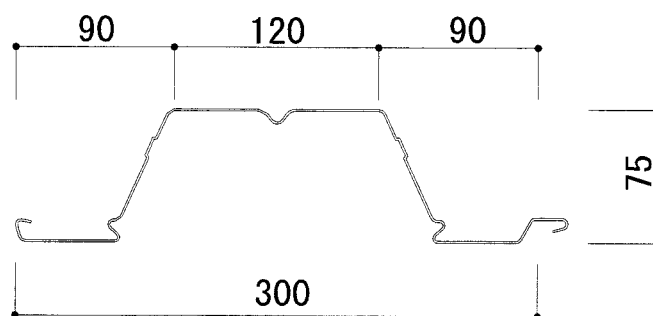
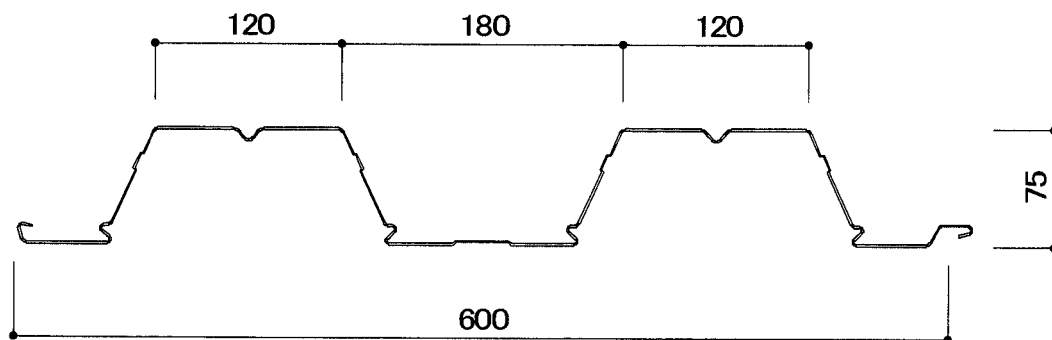
4. 構造説明図

[透視図]

(寸法単位: mm)



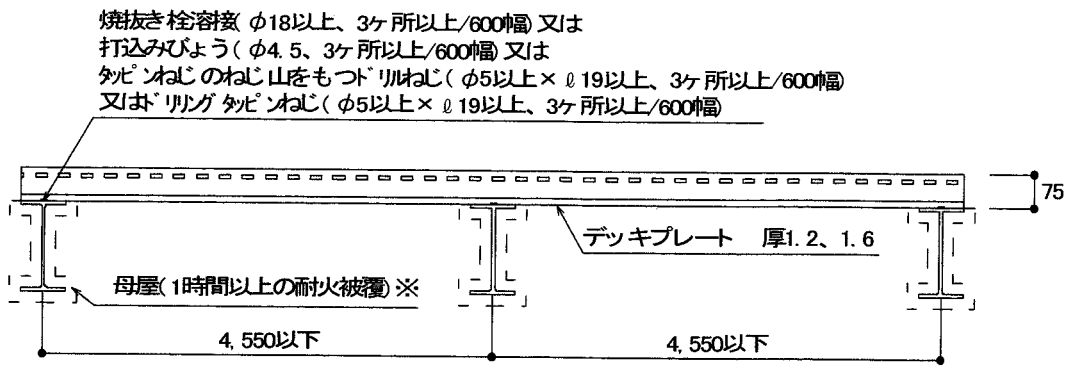
[デッキプレートの形状・寸法]



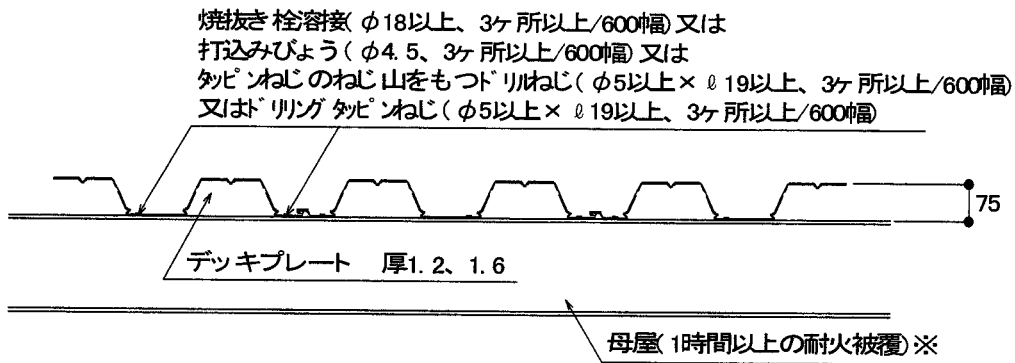
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

※: 本評価内容に含まない

(別添-2)



A-A 断面図



B-B 断面図

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

※: 本評価内容に含まない

5. 施工方法等

<施工図>

4. 構造説明図と同じ

<施工手順>

- 1) 母屋の間隔は4550mm以下とし、はりおよび母屋には1時間耐火被覆を施す。
但し、平成12年建設省告示第1399号第4、三、二の規定に該当する場合は、耐火被覆をしなくてもよい。
- 2) はり、母屋等構造躯体が完成した後、デッキプレートを敷く。
- 3) デッキプレートの溝部を上から母屋に、タッピンねじのねじ山をもつドリルねじ又はドリリングタッピンねじ、焼抜き栓溶接又は打込みびょうを用いて緊結する。
- 4) デッキプレート相互をかん合する。
- 5) 2)～4)の手順を繰り返す。